

# 『万葉集』にみえる石川郎女について

竹本 晃

## はじめに

『万葉集』のなかには、石川郎女という人物が複数みえる。もつとも集中しているのは巻第二であり、それが同一人物であるか否かが古くから論争になっている。現在では一部（巻第二の九六〇一〇〇番歌の贈答、巻第二十の四四九一番歌）をまずは除外して考える論者が多く、それ以外の石川郎女をどう分けるかが焦点となっている。この点を受けて、本稿でも「それ以外」の部分を対象とする。したがって、以下の記述も右の「一部」を除外して進めたい。

さて、石川郎女について、比較的最近のテキスト本を参照すると、新日本古典文学大系本<sup>1)</sup>（以下、大系本と略す）では、歌のまとまりごとに三人に分けている。ただし、根拠を示さず、またそれぞれの関係性にも言及していない。新編日本古典文学全集本<sup>2)</sup>（以下、全集本と略す）では、歌のまとまりごとに二人に分けている（ただし、巻末の「人名一覧」では四人としている<sup>3)</sup>）。大系本と異なる点は、「年代的に矛盾はしない」としながらも、巻第二と巻第四の石川郎女（石川内命婦）とを別人とみているところである<sup>4)</sup>。これも具体的な根拠

は示していないが、巻第四の石川郎女（石川内命婦）が巻第二のいづれの石川郎女とも結びつく可能性は薄いと述べている。そのほ少し時期を溯ると、新潮日本古典集成本の<sup>5)</sup>ように、すべて同一人物とみる見解もある。

そうしたテキスト本に対して、個別の論考では、石川郎女を追究してきた阿蘇瑞枝氏の説<sup>6)</sup>が代表的である。阿蘇説は、すべて同一人物とする見解である。大系本・全集本と阿蘇説の発表された年代を並べてみると、いまだ同一人物説は、定着していないように思える。それでも、その後、石川郎女を論じたもののなかで、阿蘇説を直接批判した論考は、管見ではみられない。

しかし、にわかには全面的に賛成できるものでもない。なぜなら確たる史料に基づいた結論ではないからである。すべて別人とみる説も含めて、先入観で論じている箇所も少なからず認められる。もちろん出された説が古いということも起因しているのであるが、そうした点も考慮し、本稿は、先入観をできるだけ排除して、これらの石川郎女を分類し直したい。

## 一 同一人物説の問題点

まず関係史料をあげると以下のようになる。

【史料1】巻第二の一〇七・一〇八番歌<sup>7)</sup>

大津皇子の石川女郎に贈れる御歌一首

あしひきの山のしづくに妹待つとわが立ち濡れし山のしづくに

石川女郎の和へ奉れる歌一首

吾を待つと君が濡れけむあしひきの山のしづくに成らましものを

【史料2】 卷第二の一〇九番歌

大津皇子の竊かに石川女郎に婚ひし時に、津守連通のその

事を占へ露はすに、皇子の作りませる御歌一首 　いまだ詳

らかならず

大船の津守が占に告らむとはまさしに知りてわが二人宿し

【史料3】 卷第二の一〇番歌

日並皇子尊の石川女郎に贈り賜へる御歌一首〔女郎は字を

大名児といへり〕

大名児が彼方野辺に刈る草の束の間もわが忘れめや

【史料4】 卷第二の二二六―二二八番歌

石川女郎の相伴宿禰田主に贈れる歌一首〔即ち佐保大納言大

伴卿の第二子、母を巨勢朝臣といふ〕

遊士とわれは聞けるを屋戸貸さずわれを還せりおその風流士

大伴田主は字を仲郎といへり。容姿佳艶しく風流秀絶れたり。

見る人聞く者の歎息せざるはなし。時に石川女郎といへるもの有り。自ら雙栖の感を成して、恒に独守の難きを悲しび、意に書を寄せむと欲ひて未だ良信に逢はざりき。ここに方便を作して賤しき姫に似せて己れ渦子を提げて寝の側へに到りて、啞音躑足して戸を叩き諮りて曰はく、「東の隣の貧しき女、將に火を取らむと来れり」といへり。ここに仲郎暗き裏に冒隠の形を識らず。慮の外に拘接の計りごとく堪へず。念ひのまにまに火を取り、路に就きて帰り去なしめき。明けて後、女郎すでに自媒の愧づべきを恥ぢ、また心の契の果さざるを恨みき。因りてこの歌を作りて諠戯を贈りぬ。

大伴宿禰田主の報へ贈れる歌一首

遊士にわれはありけり屋戸貸さず還ししわれそ風流士にはある

同じ石川女郎のさらに大伴田主中郎に贈れる歌一首

わが聞きし耳に好く似る葦のうれの足痛くわが背勤めたぶべし

右は中郎の足の疾に依りて、この歌を贈りて問訊へり。

【史料5】 卷第二の二二九番歌

大津皇子の宮の侍石川女郎の相伴宿禰宿奈磨に贈れる歌一

首〔女郎は字を山田の郎女といへり。宿奈麿宿禰は大納言兼大將軍  
卿の第三子なり。〕

古りにし軀にしてやかくばかり恋に沈まむ手童の如〔一は云はく、  
恋をだに忍ひかねてむ手童の如〕

【史料6】卷第三の四六〇・四六一番歌

七年乙亥。大伴坂上郎女の、尼理願が死去れるを悲しび嘆  
きて作れる歌一首并せて短歌

(歌は省略)

右は、新羅国の尼、名を理願といへるが、遠く王徳に感けて  
聖朝に帰化たり。時に大納言大將軍大伴卿の家に寄住して、  
既に数紀を逕。ここに天平七年乙亥を以ちて、忽ちに運病に  
沈み、既に泉界に趣く。ここに大家石川命婦、餌菓の事に依  
りて有間の温泉に往きて、この喪に会はず。ただ、郎女、独  
り留りて屍柩を葬り送ること既に訖りぬ。よりにてこの歌を作  
りて温泉に贈り入れたり。

【史料7】卷第四の五一八番歌

石川郎女の歌一首 即ち、佐保大伴の大家なり

春日野の山辺の道を恐なく通ひし君が見えぬころかも

【史料8】卷第四の六六六・六六七番歌

大伴坂上郎女の歌二首

相見ぬはいく久さにもあらなくにここだくわれは恋ひつつもある  
か

恋ひ恋ひて逢ひたるものを月しあれば夜は隠るらむしましはあり  
待て

右、大伴坂上郎女の母石川内命婦と、安倍朝臣虫満の母安曇  
外命婦とは、同居の姉妹にして、同気の親あり。これにより  
て郎女と虫満と、相見ること疎からず、相談ふこと既に密な  
り。聊か戯れの歌を作りて問答をなせり。

【史料9】卷第二十の四四三九番歌

冬の日に鞆負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣の詔に  
応へて雪を賦める歌一首 諱をば邑婆といふ

松が枝の地に著くまで降る雪を見ずてや妹が籠り居るらむ

時に水主内親王、寝膳安からず、日を累ねて参りたまはず。  
因りてこの日を以ちて、太上天皇、侍孀等に勅したまひしく、  
「水主内親王に遣らむために雪を賦みて歌を作りて奉献れと  
宣り給へり。ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるにこの  
石川命婦、独りこの歌を作りて奏しき。」

右の件の四首は、上総国の大掾正六位上大原真人今城、伝へ誦みてしか云ふ。「年月いまだ詳らかならず」

### ①年齢論について

右の史料1～9に対し、阿蘇氏をはじめ、緒方惟章氏<sup>8</sup>、福沢健氏<sup>9</sup>らは、石川郎女をすべて同一人物とみる<sup>10</sup>。ただし、この三者はやや意見が異なる。しかし、それは年齢の仮定条件が異なっているに過ぎない。つまり、どの歌の時点で石川郎女を何歳とみるかである。

もちろん年齢を想定することは、歌を考えるうえで一つの目安になるかもしれない。仮定年齢で人間の寿命をはるかに超えていることをつきとめれば、確実に別人とみなすことができるからである。

問題は、同一人物説のなかの石川郎女は、歌の配列からおおよそ八十年の生涯が想定されているけれども、各歌の時点での年齢がまったくおさえられないことである。そのなかで、ある時は何歳であれば相手に相応しいとか、または相応しくないとかを議論しているのである。一つでも年齢がわかるならまだしも、このような主観的な議論では、結論は出ないだろう。また、この年齢論が同一人物説のもっとも大きな根拠になっている点も見逃せない。

おおむねどの説をみても、史料1の段階を低年齢に見積もることを常套手段にしているが、それこそ危ういのではないか。なぜなら低年齢に見積もった時点で、別人である可能性を排除してしまつて

いることになるからである。よしんばそれを承認しても、見積もった前提が崩れると、導き出されたすべての議論が不毛になりかねない。年齢以外のところから導き出された各氏の論を活かすためにも、本稿では年齢論は避けることとする。

### ②歌の内容から

歌の内容からの検討にも少なからず問題がある。阿蘇氏は、史料1の大津皇子との贈答では、相手方の作を受けてその詞句を用いながら恋の歌に対する返歌の型をそつなくふまえている点を疊惑的と捉え、史料4の相伴宿禰田主との贈答では、宮仕えの生活のなかで一層磨きのかかった社交性と自身の故か、一見苛烈ですらあるとし、史料5の相伴宿禰宿奈麿に贈った歌や史料7では、戯歌的表現を評価し、史料9の雪を賦んだ即興歌では、水主内親王に対する親愛の情をさりげなく表現している即興の才とみなして、一貫した共通性を通覧する。

しかしながら、才気があるという点を除くと、直接的な共通性があると言い切ることができるのだろうか。阿蘇氏は「同一人の作としてすこしも矛盾しない」と評価するが、阿蘇氏自身が指摘しているように、伊藤博氏<sup>11</sup>は、史料7・9をほかとは明らかに別の性格（別人）とみており、満場一致ではないことだけは確かである。

## 二 大津皇子と石川郎女

前章では、石川郎女同一人物説に対して、考察方法の問題点を指摘した。本章では、別人としても問題のない歌があることを個々の歌（とくに題詞）に即して述べたい。まずは大津皇子と石川郎女の関係歌からである。

史料1～3は、従来よりすべて大津皇子の関係で捉えられており、同一人物説をとらない大系本・全集本でも一致するところである。

史料1・2は、題詞を信用すれば、大津皇子と石川郎女の恋愛や婚姻関係を示唆する歌とみられる。大津皇子が同じ名前の二人と関係をもつことは考えにくいことから、ここは同じ人物とみて差し支えないとする諸説にしたがう。

それに対して、史料3は、題詞に日並皇子尊（草壁皇子）が石川郎女に贈った歌とあり、一見大津皇子とは関係なさそうである。ところが、大津皇子と草壁皇子が恋敵であり、またそのことが大津皇子の謀反事件の要因の一つになったということが、これらの歌から導き出されている。<sup>15</sup> とくに史料2の題詞冒頭にあがる「大津皇子竊婚<sup>16</sup>石川郎女一時」の「竊かに」に注目し、もともとは草壁皇子と石川郎女が恋愛関係にあったところを、大津皇子が横から奪ったことで、大津皇子が謀反に陥れられたとの見方である。

興味深いよくできた話であるが、やはり無理に政治史に結びつけすぎではないだろうか。土屋文明『萬葉集私注<sup>14</sup>』は、恋歌を並べているだけで、謀反の事にまで関連させるにはあたるまいとし、緒方惟章氏も宴座での明いさざめきの中で詠まれた歌と推定して、謀反事件とは切り離して考える意見もある。

このように史料3を大津皇子といったん切り離す立場に立てば、史料1・2と史料3の石川郎女は、別人の可能性が浮上する。時代は天武朝で同じであるが、注目すべきは、史料3の題詞下注である。そこには石川郎女の別名（大名児）が書かれている。

巻第二の编者（単数でも複数でも、あるいはどの段階でもかまわない）が、相聞の歌を配列する時に、時代順<sup>16</sup>などの基準を意識していることは言うまでもない。そこにわざわざ人物に対する注記を追記している<sup>17</sup>ということは、前の歌（史料1・2）の人物とは異なることを示したかったのではないだろうか。

この両者が別人であることを否定する根拠に、大名児が一般的尊称であるとか、巫女や采女や遊行女婦などの特殊な立場の女性に与えられた称呼とみる説<sup>18</sup>があるけれども、『万葉集』以外に目を広げれば成り立ち難いとする福沢健氏による明快な批判<sup>19</sup>があるので、認めがたい。よって、史料3の石川郎女は、史料1・2とは別人の可能性が高まったといえる。

ところで、史料5にも大津皇子の名が登場する。しかも、題詞に「大

津皇子宮侍石川郎女」とあるから、確実に大津皇子と関係の深い石川郎女であろう。これを史料1・2の石川郎女と同一人物とみなせるかということであるが、同一人物あるいはそうでないと考える説も含めて、「侍」を「まかたち」と読んで侍女と解する説には疑問がある。この点を解決することで、史料1・2と史料5の石川郎女が同一人物であることを証明したい。

まず「侍」の用例をみると、「侍臣」の例が比較的多く、たしかに「仕える」の意味が元であり、日本ではとりわけ天皇（およびその周辺）に奉仕するという意識で使われている。

ところがその意識は、転化して建物に対しても使用されることが多い。たとえば、『日本書紀』天武十年（六八一）正月丁丑条には、「親王諸王、引<sub>二</sub>入内安殿<sub>一</sub>。諸臣皆侍<sub>二</sub>于外安殿<sub>一</sub>」とあり、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月己酉条には、「内相仲麻呂侍<sub>二</sub>御在所<sub>一</sub>」、また官人たちを「令<sub>レ</sub>侍<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>」や「侍<sub>二</sub>于中宮院<sub>一</sub>」、さらに「遣<sub>二</sub>当者皇女<sub>一</sub>侍<sub>二</sub>于伊勢齋宮<sub>一</sub>」という表現もある。

右の例からだけでも、「侍」は、天皇および天皇に関係する場で奉仕する時に使われる間接的な観念をもった用語でもあることが確かめられる。したがって、必ずしも当人に直接仕えるという意味に限定する必要はなくなるのである。

このように考えると、「大津皇子宮侍」も、「大津皇子宮」という場において、何らかの形で天皇に間接的に奉仕するという意で捉えら

れはしまいか。皇子宮は、律令制以後は、事務官人の人員が定められた家政機関へとシフトするが、その内実がある程度はつきりしている例に、長屋王家があげられる（ただし長屋王は皇子ではない）。長屋王邸跡からは、つぎのような木簡が出土している。

【史料10】

・ 召 若麻統□麻呂 長屋皇宮侍 急□  
・ 従七位下石城村主廣足 九月十九日付

(271)・29・4 019<sup>(23)</sup>

長屋王家木簡には、二つの家政機関にかかわる木簡群がある<sup>(24)</sup>。I系統は長屋王の家政機関、II系統は高市皇子宮を継承した家政機関とみられている。史料10の木簡は、II系統の家政機関からI系統へ出された召文である<sup>(25)</sup>。II系統の家政機関の家従であった石城村主廣足が記載責任者になっていることからそのことがわかる。その召喚対象になっている若麻統□麻呂に対して「長屋皇宮侍」との注記がみられるのである。

若麻統□麻呂は、長屋王側近の者でもなく、直接奉仕していたわけでもない。おそらく本来は、II系統の家政機関で働く身であったが、何らかの理由で、臨時に「長屋皇宮」に出向していたのである

う。出向については、Ⅰ系統とⅡ系統の家政機関の融合関係が以前から指摘されていることなので何ら問題ない。

よって、「長屋皇宮侍」を解釈するとすれば、若麻統□麻呂が「長屋皇宮」という場にいた（出仕）、というくらいの意でとれるのである。とすれば、「大津皇子宫侍」も、直接大津皇子に侍女的な存在で仕えていたとみる必要はなく、「長屋皇宮侍」のように、「大津皇子宫にいた石川郎女」とみればよいのである。

そう考えると、史料2の題詞「婚ひし時」という部分が生きてくる。つまり、石川郎女は、大津皇子と結婚し、大津皇子宫に堂々と住んでいたと捉えられるのである。石川郎女が大津皇子宫にいたことを過去の出来事とみれば、史料5にみえる大伴宿禰宿奈磨に歌を贈ったという時代差も、宿奈磨の年齢をどのように見積もろうが解消される。歌の「古りにし姫にしてや」にしても、文字通り老女の恋とする必要がないことは、阿蘇氏も述べているところである<sup>(26)</sup>。

さらに、史料5で注目すべきもう一つの点は、「大津皇子宫侍石川郎女」に対し、題詞下注において、別名を「山田郎女」としている点である。振り返ってみると、史料3の石川郎女は「大名児」と呼ばれており、史料1・2の石川郎女と区別できた。史料5の石川郎女が山田郎女ならば、史料1・2の石川郎女も山田郎女であるから、史料1・2と史料3を区別した点に齟齬がなかったと裏づけられるのである。

もつとも、別名が異なるから別人とみる説は以前からある。山田孝雄『萬葉集講義<sup>(27)</sup>』（以下、『講義』と略す）では、題詞下注に別名を載せる史料3と史料5の石川郎女を別人（史料5以外を同一人物）とみている<sup>(28)</sup>。本稿と違うところは、史料1・2の石川郎女を史料5ではなく、史料3の石川郎女と同じとみたことである。この点は、史料5の石川郎女を「大津皇子宫侍」としている点で、大津皇子との関係が深い石川郎女とみなすべきであるから、従えない。

『講義』の根拠は、題詞下注があるというだけなのであるが、この類の区別がこれまでほとんど注目されなかった。次章の大伴宿禰田主との関係も含めて、今一度見直す価値がありそうである。

### 三 大伴宿禰田主と石川郎女

史料4は、佐保大納言大伴卿と呼ばれた大伴宿禰安麻呂の第二子にあたる大伴宿禰田主と、石川郎女との贈答歌である。

石川郎女と大伴宿禰田主との関係であるが、史料8の左注に、「大伴坂上郎女の母石川内命婦」とあり、また『萬葉集』巻第四の五二八番歌の左注に「郎女者、佐保大納言卿之女也」とあることから、田主の父にあたる大伴宿禰安麻呂と石川内命婦との間に、大伴坂上郎女が生まれたとわかる。その大伴坂上郎女は、『萬葉集』巻第四の七五九番歌の左注によると、安麻呂の三男（田主の弟）であ

る宿奈磨（史料5にみえる）と結婚している。

史料6・8・9の石川内命婦が、史料7の石川郎女と同一人物、つまり、過去に石川郎女と呼ばれていたことは、史料7の題詞下注に石川郎女を「佐保大伴大家」とし、史料6左注に「大家石川命婦」とあることから明白である。石川郎女は、佐保大伴家のオホトジとなつたのである。<sup>29</sup>それゆえ安麻呂の子の田主とも浅からぬ縁があるといえよう。

右のように、史料6・9については、すべて同一人物の石川郎女（石川内命婦）といえるが、それらと史料4の石川郎女との関係については、ほぼ同一人物と認められているものの、全集本は否定している。しかし、全集本のように考えると、大伴宿禰安麻呂の妻となつた石川郎女と、安麻呂の子である大伴宿禰田主と贈答歌を交わした石川郎女が別人となつてしまう。おそらく全集本以外は、親子二代にわたつて関係の深い石川郎女が、二人もいることに違和感を抱いたのであろう。

史料4と史料6・9の石川郎女が同一人物とみなせるかについては後述することとして、まずは史料4の題詞に注目し、史料5との区別を行いたい。史料4の三歌の題詞のみを再掲するとつぎのようになる。

石川女郎の大伴宿禰田主に贈れる歌一首（即ち佐保大納言大伴卿

の第二子、母を巨勢朝臣といふ）（一二六番歌）

大伴宿禰田主の報へ贈れる歌一首（一二七番歌）

同じ石川女郎のさらに大伴田主中郎に贈れる歌一首（一二八番歌）

卷第二の一二六番歌において石川郎女が大伴宿禰田主に歌を贈り、田主がそれに報える。そのあと再度石川郎女が歌を贈るわけであるが、戯歌<sup>30</sup>としての共通性はあるものの、贈答のセットになつていないためか、わざわざ題詞に「同じ石川郎女」と記されている。

題詞において、前の歌をうけた省略は、はっきりしたもののなかで、月日や姓の省略により「同」としたものを除けば、同一人物であることをあえて表現したものに、卷第三の四二〇・四二三番歌の題詞（同石田王卒之時）がある。

これだけみると、前の歌との関係を示すに留まりそうだが、史料4の場合は、それほど単純ではない。なぜなら、つぎの一二九番歌の題詞にも石川郎女の所屬を説明するための「大津皇子宮侍」（史料5）がついているからである。

橋本達雄氏によると、卷第二の一二六・一二九番歌は、原万葉に増補して、さらに追補したときの追補部にあたるという。<sup>31</sup>そのことを念頭に置くと、一二六番歌の題詞に石川郎女が出てきて、一二八番歌で「同じ」石川郎女とし、さらに一二九番歌で「大津皇子宮に



侍る」石川郎女とする流れのなかには、明らかに史料4・5の三箇所の石川郎女を識別しようとしている意図がうかがえるのである。史料4・5は、一括で後に追補されものならば、おそらく一連となった段階（いくつかの段階が考え得る）で、石川郎女を区別するための題詞が部分的に加えられたのではないかと推測できる。

ところで、別の観点から、題詞下注に注目した阿蘇氏による重要な指摘がある<sup>②</sup>。阿蘇氏によると、巻第二の題詞下注は、例外なく大伴関係に限定されているという。そして大伴関係者に限定されている理由については、すでに記録されていた題詞に、大伴関係者が注記を加えたからだとする。さらに、巻第二の題詞下注と巻第四の題詞における大伴関係者の人名表記法の共通性を指摘しており、この点は、先に保留した史料4と史料6〜9（このうち史料7が巻第四）の石川郎女が同一人物とみなせる一つの根拠となる。

ところが、この阿蘇氏による重要な指摘は、すべての石川郎女が同一人物であることを前提としたものであるため、いささか一面的な印象を拭えない。これまで述べてきたように、これらの石川郎女が複数である可能性も十分考えられるわけであるから、この阿蘇氏による題詞下注の理解を批判的に継承しなければならぬ。

本稿の主旨に沿って右の阿蘇説を応用すると、まず本稿で別人とみなした石川郎女は、つぎのようにA〜Cの三名に整理できる。

- A 史料1・2・5〔山田郎女、宿奈磨と父〕
- B 史料3〔大名児〕
- C 史料4〔田主と父母〕【史料6〜9（石川内命婦）】

※〔〕内は、題詞下注を略記。

このうち、巻第二にあたるのは、史料1〜5である。阿蘇氏は巻第二では大伴関係者にのみ題詞下注が入っているとするが、たしかに阿蘇説のなかではすべて大伴関係者といえる。しかし、かりにそれに従った場合、大伴関係者すべてに注記を入れるというならば、まず入れなければならないのは最初に出てくる史料1の石川郎女ではないだろうか。そこにまったくくないというのはいはかり解せない。現状では、史料1にはなくて、史料3の石川郎女にはじめてあらわれる。

そもそもいかなる理由で題詞下注を入れたのかが阿蘇説では明示されていない。注記を入れる理由を想定するならば、最初に思い浮かぶのは識別のためであろう。識別のためであれば、大伴関係者に限って入れたとは必ずしも言えなくなる。自他を区別するためならば、他者に注記を入れることも大いに考えられるからである。

そうした点を考慮すると、石川郎女に対して題詞下注の入る史料3と史料5が異質である状況が浮かび上がる。そもそも大伴関係者のみ注記を入れるなら、すべて同一人物と考える阿蘇説の場合、史

料1〜5すべての石川郎女にあつてしかるべきである。しかし、それが史料3と史料5にしかなく、また両者は異なる別名を注記していることから、明らかに後に石川内命婦（佐保大伴大家）となる石川郎女と区別している節がみられるのである。

したがって、大伴関係者に題詞下注を入れたというよりは、大伴関係者を識別するために、必要最小限の題詞下注を入れたとみるべきであろう。識別の中心は、もちろん佐保大伴大家の石川内命婦であるから、もしすべて同一人物だというならば、彼女にあえて注記する必要はないのではないか。

また、この題詞下注の理解によつて、題詞下注はあるけれども別名を記さない史料4の石川郎女が、大伴関係者として史料6〜9の石川内命婦や佐保大伴大家と称される石川郎女と同一人物であることがいえるのである。

### おわりに

年齢論の否定からはじまり、先入観をできるだけ排除して、石川郎女を分類した。重視したのは、歌の配列と題詞の内容との関係、および題詞下注のあり方である。阿蘇説では、年齢論に依りすぎて、題詞の細かい記載に注意を払つてこなかった。また、想像をまじえた先入観によつて、考察の道が閉ざされていたといえる。

題詞の記載を忠実にみていくと、つぎのことが言えた。まずは、阿蘇氏を代表とする説で同一人物とされていた石川郎女が、複数である可能性が高まったことである。そして、歌の配列に注意すると、区別すべきところの歌の題詞には、必要以上の記載がなされていた。それらを考慮すると、A 大津皇子と婚姻関係を結んだ石川郎女（山田郎女）〔史料1・2・5〕、B 草壁皇子と関係の深い石川郎女（大名児）〔史料3〕、C 大伴宿禰安麻呂の妻となり、後に石川内命婦となる石川郎女（佐保大伴大家）〔史料4・6〜9〕の三名に分類できた。またこの点は、題詞下注の挿入の必要性という観点からも裏づけられる。

複数説をとる大系本・全集本と本稿とが異なるところは、本稿がA Bを別人とみなし、そしてCを同一人物としてまとめたことである。一方、阿蘇説と本稿とが異なるところは、史料5の題詞（大津皇子宮侍）の理解の違いが大きい。史料5は、大伴宿禰安麻呂の子であり、大伴宿禰田主の弟でもある宿奈磨に歌を贈つたという点が一見大伴と深い関わりがあるかのような誤解を生じさせた。むしろ本稿では、それゆえ所属を示す詳細な題詞や、別名を示す題詞下注などが、大伴関係者の石川郎女との識別のために入れられたのではないかと考えた次第である。

以上の点が妥当であれば、歌の捉え方もずいぶん異なってくるはずであるが、これ以上は筆者の力量を超えるので、ひとまず擱筆す

る。

【注記】

- (1) 佐竹昭広ほか校注『萬葉集一』新日本古典文学大系1(岩波書店、一九九九年)巻末「人名一覽」および脚注。内訳は、①巻第二の一〇七〜一一〇番歌、②巻第二の一二六〜一二八番歌、巻第三の四六〇・四六一番歌の左注、巻第四の五一八番歌、巻第四の六六六・六六七番歌の左注、巻第二十の四四三九番歌、③巻第二の一二九番歌の三人とする。
- (2) 小島憲之ほか校注・訳『萬葉集①』新編日本古典文学全集6(小学館、一九九四年)各頭注。
- (3) 注(2)の巻末「人名一覽」は、四人説をとる旧版(小島憲之ほか校注・訳『萬葉集一』日本古典文学全集2、小学館、一九七一年)の内容を踏襲している。よって、注(2)は新たにつけられた頭注の方を重視し、以後二人説とみなす。
- (4) 注(2)文献の巻末「人名一覽」および頭注も、この点については共通している。なお、注(2)文献以外のほとんどは、両者を同一人物とみる。澤瀉久孝『萬葉集注釋 卷第二』(中央公論社、一九五八年)によっている。
- (5) 青木生子ほか校注『萬葉集一』『萬葉集五』新潮日本古典集成(新潮社、一九七六・一九八四年)。
- (6) 阿蘇瑞枝「石川郎女」(『論集上代文学』第七冊、笠間書院、一九七七年、以下阿蘇氏A論文とする)、同「石川郎女の歌―大伴田主との歌を中心に―」(『セミナー万葉の歌人と作品』第一巻、初期万葉の歌人たち、和泉書院、一九九九年、以下阿蘇氏B論文とする)。それらの成果が同『萬葉集

全歌講義』巻第一・巻第二(笠間書院、二〇〇六年)に反映されている。

- (7) 『万葉集』の引用は、すべて中西進『万葉集全訳注原文付』(講談社、一九七八年ほか)によるが、訓読において異論がある場合は適宜指摘する。傍線は筆者の書き入れ。

- (8) 緒方惟章「久米禅師と石川郎女の歌」(伊藤博・稲岡耕二編『万葉集を学ぶ』第二集、有斐閣、一九七七年)。
- (9) 福沢健「石川郎女論」『白鷗大学論集』第八巻第一号、一九九三年。
- (10) ほかに本稿で除外した石川郎女も含めて、すべてを同一人物とみる川上富吉「石川郎女伝承像―氏女・命婦の歌物語―」(『万葉歌人の研究』桜楓社、一九八三年、初出は一九七五年)もある。
- (11) 阿蘇氏A論文。
- (12) 伊藤博「歌語りの方法」(『万葉集の表現と方法』上、塙書房、一九七五年)。
- (13) 澤瀉久孝『萬葉集注釋 卷第二』(中央公論社、一九五八年)。
- (14) 土屋文明『萬葉集私注 新訂版』(筑摩書房、一九七六年)。
- (15) 緒方惟章「石川郎女―万葉集卷第二(相聞)の世界」(『萬葉集作歌とその場―人麻呂攷序説―』桜楓社、一九七六年)。ただし、緒方氏は、史料1〜3を同じ宴座の詠と考えている。
- (16) 清水克彦「作品の配列基準―卷二相聞の場合―」(『萬葉論集第二』桜楓社、一九八〇年、初出は一九七三年)のように、身分が基準になったとする見解もある。
- (17) 橋本達雄「原万葉の復元」(『万葉集の編纂と形成』笠間書院、二〇〇六年、初出は一九九五年)によれば、この部分の歌そのものは、原万葉にあったという。

(18) 緒方氏前掲注(8)論文。

(19) 福沢氏前掲注(9)論文。ただし、福沢氏は別人説はとらず、阿蘇説を継承している。

(20) 『続日本紀』養老五年(七二二)正月庚午条。

(21) 『続日本紀』天平宝字六年(七六二)八月丁巳条。

(22) 『続日本紀』文武二年(六九八)九月丁卯条。伊勢神宮も同じである。

(23) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十五)』一九九二年、二十五頁下段。

(24) 長屋王家木簡の理解については、奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』(本文編、一九九五年)を参照。

(25) 市大樹「平城宮・京跡出土の召喚木簡」(『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は二〇〇八年)。

(26) 阿蘇氏A・B論文。直接的にはB論文に述べられている。

(27) 山田孝雄『萬葉集講義』巻第二(復刻版)、宝文館出版、一九七〇年、初版は一九三二年。

(28) 窪田空穂『萬葉集評釋I』(『窪田空穂全集』第十三巻、角川書店、一九六六年、『萬葉集評釋I』の初版は一九四七年)も同じ。

(29) トジについては、義江明子「刀自」考―首・刀自から家長・家室へ―(『日本古代女性史論』吉川弘文館、二〇〇七年)がある。

(30) 中西進「戯歌」(『中西進万葉論集』第二巻、万葉集の比較文学的研究(下)、講談社、一九九五年、初出は一九五五年)。

(31) 橋本氏前掲注(17)論文。

(32) 阿蘇氏A論文。